

荒川区バリアフリー基本構想（更新版）について

1 荒川区バリアフリー基本構想の策定と更新

荒川区では、平成 18 年度に策定されたバリアフリー法に基づき、平成 21 年度に荒川区バリアフリー基本構想（全体構想）を策定し、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて、区内 4 地区を重点整備地区と定める重点整備地区基本構想を策定いたしました。

全体構想の策定から 10 年経過し、バリアフリー法の改正や当初設定していた特定事業計画の長期目標年を迎えることから、令和 2 年度に特定事業計画の更新とこれまでの取組の評価を実施し、全体構想と 4 つの重点整備地区基本構想を 1 つに取りまとめた、荒川区バリアフリー基本構想（更新版）を策定しました。

2 重点整備地区の設定

荒川区では、バリアフリー法並びに基本方針で示されている要件を踏まえ、特に、高齢者及び障がい者等の移動を考慮した上で、以下の 4 地区を重点整備地区に設定しております。

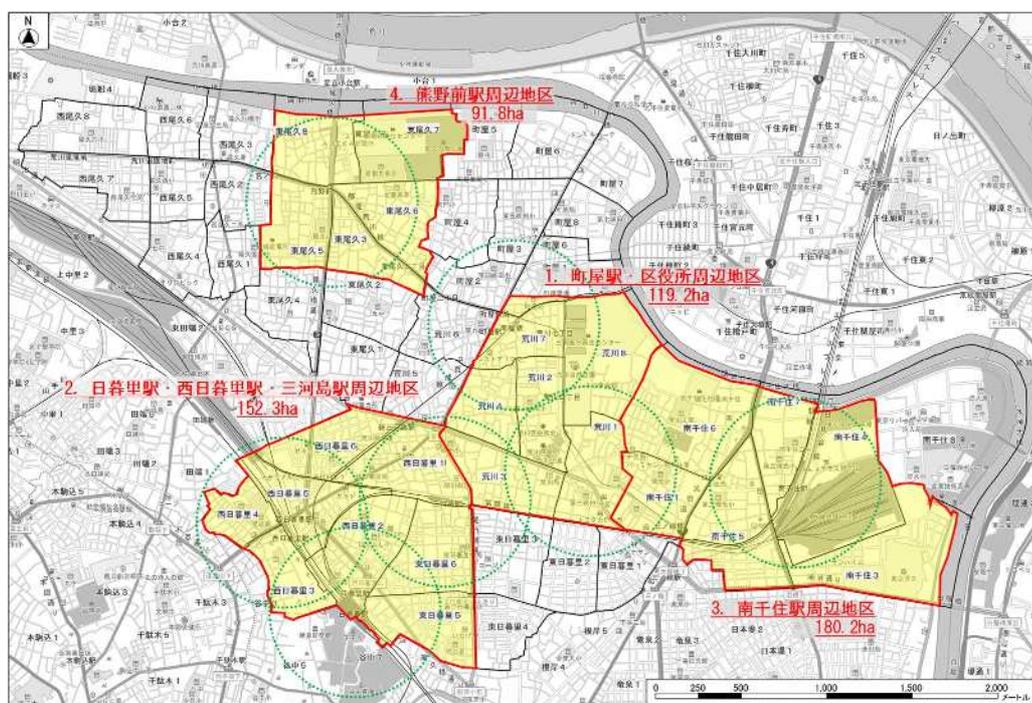


図 1 重点整備地区図

3 バリアフリーの推進体制

荒川区バリアフリー基本構想における推進体制として、平成26年度に学識経験者、区民・区団体代表、交通事業者、関係行政機関、施設管理者等及び荒川区により構成する「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置しました。推進協議会では、区全体並びに重点整備地区における事業進捗のモニタリング、基本構想並びに特定事業計画の推進等に関する協議を関係者間で行うこととしています。

また、推進協議会には、2つの検討委員会（住民検討委員会、特定事業検討委員会）を設置しています。学識経験者、区民・区団体に構成する住民検討委員会では、重点整備地区におけるまち歩きやワークショップを行い、特定事業計画推進のための意見の取りまとめや住民の視点での課題について、協議・検討を行います。交通事業者、関係行政機関、施設管理者等で構成する特定事業検討委員会では、特定事業計画の進捗状況と事業推進を図るための協議・検討・調整を行います。荒川区では、この2つの検討委員会と全体で行う推進協議会間で事業進捗と情報の共有を図り、バリアフリー基本構想の実現に向けた取組を行います。

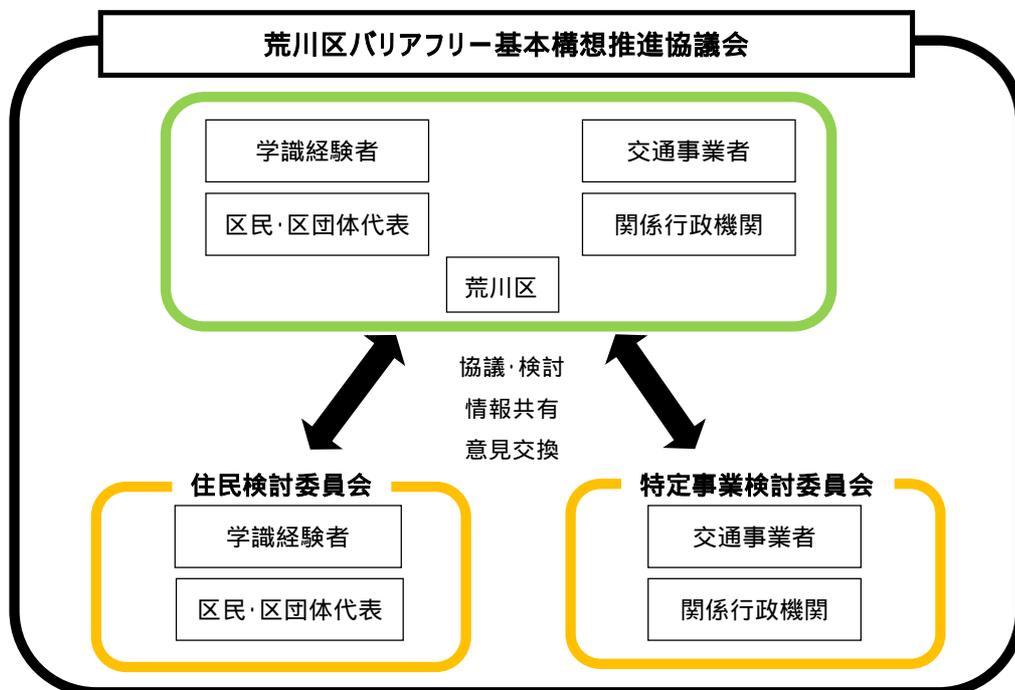


図2 バリアフリー推進体制のイメージ図

○特定事業の種類

【公共交通特定事業】

- ・特定旅客施設におけるバリアフリー設備の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・特定車両のバリアフリー化
- ・その他駅ホームにおける安全設備の整備

【道路特定事業】

- ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物の設置
- ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良

【都市公園特定事業】

- ・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備

【交通安全特定事業】

- ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置

【建築物特定事業】

- ・特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

【教育啓発特定事業】

- ・移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業
- ・移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

○特定事業の計画期間

区分	目標年次
短期	令和 3～5 年度
中期	令和 6～8 年度
長期	令和 9～12 年度
継続	目標年次を定めずに継続的に実施していくべきもの

表 1 特定事業計画の計画期間